

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

令和8年5月14日

京都市長 松井 孝治

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市伏見区向島リバーサイド津田地区建築協定

(2) 申請者の氏名

福島 卓

(3) 建築協定区域

京都市伏見区向島津田町91番地9ほか94筆 計95筆

(4) 建築協定区域隣接地

京都市伏見区向島津田町91番地18ほか7筆 計8筆

(5) 建築協定の事項

建築物の位置、用途及び形態

(6) 建築協定の期間

10年間（有効期間の満了6か月前までに、土地の所有者等の過半数の廃止申し立てがない限り、更に10年間延長されるものとする。）

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和8年5月15日（金）から同年6月3日（水）まで

（ただし、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く。）

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（分庁舎2階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

令和8年6月9日（火）午前11時から正午まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局会議室3（分庁舎2階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 藤村 知則

（都市計画局建築指導部建築指導課）